

様式第二十(第九条第四項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において
読み替えて適用する同法第12条第6項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第14条第2項において読み替えて適用する同法第12条第6項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(備考)